

船舶インシデント調査報告書

平成28年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（推進器故障）
発生日時	平成27年8月9日 12時45分ごろ
発生場所	熊本県天草市大浦港北西方沖 大浦港防波堤灯台から真方位310° 800m付近 (概位 北緯32° 31.7′ 東経130° 22.0′)
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、船外機の推進力が得られなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年8月9日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、長さ約3m
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、修理業者が船外機を点検したところ、‘プロペラ固定ナット緩止め用の割ピン’（以下「本件割ピン」という。）が折損し、固定ナットが緩んでプロペラ軸の回転力をプロペラに伝達することができず、推進力を得られなかったことが判明した。
分析	本船は、本件割ピンが折損したことから、プロペラ固定ナットが緩んでプロペラ軸の回転力をプロペラに伝達することができなくなったものと考えられるが、本件割ピンが折損するに至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、本件割ピンが折損したため、プロペラ固定ナットが緩んでプロペラ軸の回転力をプロペラに伝達することができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・プロペラ固定ナット緩止め用の割ピンは、定期的に点検することが望ましい。